

7 その他全般的事項

<健康栄養学部 管理栄養学科>

(1) 設置計画変更事項等

認可時の計画	変更内容・状況、今後の見通しなど
卒業要件 全学共通科目群 28単位以上 基礎科目 2単位 専門基礎分野科目 38単位 専門分野科目 47単位 周辺領域科目 2単位以上 演習科目 18単位 合計 135単位以上	卒業要件 全学共通科目群 25単位以上 基礎科目 2単位 専門基礎分野科目 38単位 専門分野科目 48単位 周辺領域科目 4単位以上 演習科目 18単位 合計 135単位以上 管理栄養士養成課程の充実を図るため、卒業要件の分野ごとの必要単位数を変更した。

- (注) ・ 1～6の項目により記入した事項以外で、届出時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- ・ 届出書の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

<p>① 実施体制</p> <p>a 委員会の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育委員会FD部会 <p>b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催 <p>c 委員会の審議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容、時期、方法等の検討 <p>② 実施状況</p> <p>a 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケート ・教員相互の授業参観 ・新任教員のための研修会 <p>b 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケート：年1回実施（平成23年度は春学期に実施予定） ・教員相互の授業参観：年2回実施 ・新任教員のための研修会：年1回実施（4月） <p>c 開催状況（教員の参加状況含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケート：全講義で実施 ・教員相互の授業参観：一部の講義で実施 ・新任教員のための研修会：就任予定者に実施 <p>d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況</p> <p>新任研修は、就任予定者に対し、本学の「建学の理念」の理解を深める機会としている。また、授業評価アンケート・相互授業参観では、学生の意見を得るとともに、教員同士の意見交換を活発に行い、授業改善へつなげている。</p>

- (注) ・ 「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。
- 「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

(3) 自己点検・評価等に関する事項

- ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見
(別紙のとおり)
- ② 自己点検・評価報告書
 - a 公表時期
 - ・平成21年6月 自己評価報告書を刊行
 - ・平成22年3月 自己評価報告書を本学ホームページ上で公表
 - b 公表方法
 - ・自己点検・評価報告書を刊行し、理事会・評議員・教育後援会役員・専任教職員等に配布した。
 - ・日本高等教育評価機構による認証評価結果および自己評価報告書を本学ホームページ上で公表した。
- ③ 認証評価を受ける計画
 - ・平成21年度に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成22年3月24日付けで、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された。
 - 認定期間は、平成21年4月1日から平成28年3月31日までの7年間。

(注) ・ 届出時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。
また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。
なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報提供に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (有 ・ 無)
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成23年 5月 13日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク
(承諾する ・ 承諾しない)
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス
(https://www.tokaigakuen-u.ac.jp/about_us/public_information/aftercare/index.html)

(注) ・ 「c」において「承諾する」場合、文部科学省のホームページにてリンク先を掲載しますので、大学等のトップページではなく直接リンクする先を「d」に記入してください。
なお、「d」のリンク先のアドレスが未定の場合は、決まり次第、文部科学省高等教育局大学設置室あてに、メールにてご報告ください。

※大学設置室メールアドレス : d-secchi@mext.go.jp

件名は「【調査係あて】AC報告書等HPリンク先(〇〇大学)」としてください。

全学教育委員会規程

平成18年3月14日大学評議会

(目的)

第1条 東海学園大学各種委員会規程第16条に基づき、東海学園大学の全学的な教育に関する研究・企画立案・改善の機関として、全学教育委員会(以下、「委員会」という)を設置し、その円滑な運営を行うために必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、下記の業務を行う。

- (1) 全学的な教育課程の編成に関すること。
- (2) 教養教育に関すること。
- (3) キャリア教育に関すること。
- (4) 教育開発、教育支援及び教育評価に関すること。
- (5) その他

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学監・副学長
- 二 大学院研究科長・学部長
- 三 学部から選出された者1名
- 四 事務局長
- 五 その他本学教職員で学長が適当と認めた者

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、委員長は学長の指名によるものとする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した者がその職務を行う。

(部会の設置)

第5条 必要に応じて部会を設置することができる。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局学務課が行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学評議会が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

東海学園大学ファカルティ・ディベロップメント実施規則

平成20年2月19日 大学評議会

(目的)

第1条 この規則は、東海学園大学教員が授業及び学生指導等の内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）を実施するために必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 前条の事項を行うため、東海学園大学全学教育委員会規程第5条に基づきファカルティ・ディベロップメントに関する専門委員会（以下、「FD部会」という。）を設置する。

(業務)

第3条 FD部会は、次の業務を行う。

- (1) 授業及び学生指導等の内容・方法の改善の支援
- (2) 新任教員等を対象とする研修の推進
- (3) FD活動に資する情報収集と提供
- (4) その他必要な事業

(部会長)

第4条 FD部会には、部会長を置き、部会長は全学教育委員会委員長が指名する。

(会議)

第5条 FD部会の会議は、部会長が召集し、議長となる。

- 2 FD部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 全学教育委員会委員長は、必要に応じてFD部会に出席して意見を述べることができる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、FD部会の審議結果を全学教育委員会の議を経て、大学評議会に報告するものとする。

(改正)

第7条 この規則の改正は、全学教育委員会の議を経て大学評議会が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別紙

7 その他全般的事項

(3) 自己点検・評価等に関する事項

①設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括・所見

1. 幅広い職業人養成の機能

健康栄養学部は、中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、主として幅広い職業人養成の機能に重点を置くことによって、大学としての個性と特色を明確にしていく。健康栄養学部では、高度な専門性を有した医療スタッフの一員として病院や福祉施設で活躍できる管理栄養士を養成するために、医療系・福祉系の現場経験のある専任教員による専門教育を行い、多くの医療機関、高齢者施設等で活躍できる幅広い職業人としての管理栄養士の育成を目指している。

2. 教育課程の編成

「全学共通科目群」の設定については、中央教育審議会答申に従い、幅広い分野の教養科目で構成し、社会の変化に対応できる学士力を育成することを目標としている。この全学教育科目は「全学教育委員会」の下に「教務委員長会」を組織し定期的に点検、改正を行っている。「専門科目」は、栄養士法施行規則に指定された「専門基礎分野科目」と「専門分野科目」に加え、「基礎科目」、「周辺領域科目」、「演習科目」から構成する。授業形体は、講義・演習科目と実験・実習科目に分けている。教育効果の観点から、1クラスを40人に設定し、実習科目においては助手の配置を行っている。また、少人数教育によるゼミを1～4年次まで通して配置している。1年次の「基礎演習」や2年次の「栄養科学演習」では、学習の基本姿勢の確立や科学的・理論的な物の考え方を指導し、知の基盤となる基本的な方法と技術を習得する能力を培わせる。3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の「専門演習Ⅱ」は同じ教員のゼミで履修する。

3. 教員組織の編成

大学設置基準・栄養士法施行規則に定められた、各分野の授業科目および単位数に応じて相応の教育経験をはじめ授業科目の内容に即応した教育研究実績や実務経験を有する教授、准教授、講師及び助教、助手を基準以上配置している。

4. 自己点検・評価

自己点検・評価を行い、併せて第三者評価を実施するために、「東海学園大学自己点検評価委員会」を平成17年9月に設置した。自己点検・評価が平成18年10月から実施され、平成19年3月に終了した。平成19年4月に「東海学園大学自己点検・評価報告書—教育活動を中心に—」を刊行した。また、平成20年度より第2回目の点検・評価を実施し、平成21年度に財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、同評価機構の定めるすべての基準を満たしていると認定された。本学のFD活動は、既設の学部においても、授業相互参観、学生による授業アンケート、研修会などを次のとおり実施しており、健康栄養学部においても実施している。

前期（春）、後期（秋）に公開授業を行い、同僚の授業参観による授業評価を行っている。また、これに加え各学部懇談会をもち、参観した授業への評価と反省を実施している。授業アンケートは、毎年前期（春）または後期（秋）（各年）に1回、各教員が担当する全科目について、「授業アンケート」用紙を授業時に学生に配布し、それを回収する方法で行われ、授業アンケートを実施した教員は、考察の結果を「リフレクション・ペーパー」にまとめ提出している。平成19年度より「新任教員のための研修会」を組織的に実施している。職階を問わず、全新任教員を対象とし、年度初めに行っている。内容は主に、本学の建学理念と教育目標に理解を深めること、教育関係諸法令を理解し、また本学の学則や各種倫理規定を遵守願うこと、管理運営体制・自己点検評価等の説明、施設巡検などとなっている。全体会に引き続き学部・学科単位でさらに細部の説明の時間を設けている。非常勤講師と専任教員の懇談会を年1度開催している。懇談会では日常話し合う機会が比較的に少ない非常勤講師と専任教員とのコミュニケーションの促進も含め、大学・学部の重要課題について説明し、講師の認識を深めてもらうと同時に、アンケートも含めて意見を聞き、専任・非常勤を一丸とした教育体制の向上を図っている。